

○議長 辻本 一夫君

まず10番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

10番、妹川です。

改めまして、議場内の皆様おはようございます。質問に先立ちまして、まず一言。吉永博幸さん、副町長就任おめでとうございます。副町長として、町民のために、あらゆる行政事務について尽力されることを期待しております。よろしくお願いします。

件名1に従って話していきますが、副町長の任務と役割について。

吉永博幸さんは企画課長、福祉課長及び監査事務室書記を経て、本年4月に新たに副町長に就任されました。副町長は町長を補佐し、業務事務の統括責任者として町政を円滑かつ誠実に運営する重責を担っておられます。その職責を果たすためには高い公務員倫理と住民や議会に対する絶対的な誠実さが求められているものと認識しています。そこで、行政事務のトップとしての職責と事務執行上の課題認識について見解を伺いますが、町長はマニフェストに掲げた町政に対する理念や政策について町民から直接選ばれたトップの方です。一方、副町長はその町長から指名を受け、議会での承認を経て就任された行政事務の最高責任者です。

そこで、本議会の場において副町長としての具体的な決意と所信を述べ、町民に明らかにしていただきたい。副町長という職責は単に町長を補佐するだけでなく、町長不在時には全ての権限と責任を背負う立場です。平時においては全職員の指揮監督権を持つ存在です。だからこそ、その職に就く者には一般職員以上に極めて高い公務員倫理と、誠実な姿勢が絶対条件として求められます。そういう意味で、副町長としての決意を伺いたい。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。副町長。

○副町長 吉永 博幸君

妹川議員も聞かれていると思いますが、本会議冒頭で述べさせていただいたとおりでございまして「町長を支え、組織を支え、そして町のために一生懸命働いてまいります」という私の抱負を述べさせていただきました。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

もともと予告しておったんですから、もう少し決意とかね、そういうのを聞きたかったですね、改めてね。

今、所信の中で「町のために一生懸命努力していきたい」という決意を述べられましたが、し

かしね、今回の副町長就任にあたり、町民の方々から過去の行政対応に対する疑問や不信の声が私のもとに多数寄せられています。私は、その背景には、これまでの行政運営に対する不透明感が、説明不足があるのではないかと推察するのです。町民の疑問の声、また「副町長としての資質について問う必要がある」という町民の声を代弁して問うのです。つまり、あなたが福祉課長時代に担当された特別養護老人ホーム建設事業をめぐる、当時の不透明な対応に対する不信感がいまだにぬぐえていないからだと推察します。

私は本町の未来を担う町政が常に町民のために公明正大であり、一点の曇りもない透明性を持って進められるべきだと確信しています。議会と行政は、限られた財源と人的資源をいかに効果的に配分し、町民の福祉と利益を最大限に生かすことを追求し切磋琢磨する、いわばプロフェッショナルの集団でなければなりません。過去の事案をあえて持ち出すのは、業務実務の最高責任者に就任された吉永副町長がかつて自ら関わった不適切な事務執行を現在どう総括し、それを今後の全職員への倫理指導にどう生かすのかという現在の資質と責任を問うためであります。過去の反省を真摯に受け止め、それを血肉とすることが次なるステップの財産となります。だからこそ、今一度あなたを含め全職員がプロの行政マンに徹していただきたい。そして、法令遵守と町民の利益を第一に貫いていただきたいと期待しておるところです。

そこで、要旨 2 に入りますが、福祉課長時代に担当された特別養護老人ホーム建設事業をめぐる対応と現在の認識について質問いたします。

平成 25 年度の特別養護老人ホーム 80 床整備についてですが、波多野前町長は町の審査委員会結果を踏まえ A 事業者を推薦し、県に意見書を提出されました。しかし、結果として不採択となりました。県は「極めて異例であり、前例がない。」と疑問視されていましたが、町としても重く受け止めるべき事案ではないかと考えます。なぜこのような事態になったのか、まず真実を検証することが必須だと考えます。当時の経緯と具体的な理由について、副町長の説明を求めます。

○議長 辻本 一夫君

副町長。

○副町長 吉永 博幸君

一般質問なんですけども、「一般質問は町の一般事務に対して執行の状況または将来の方針、政策提言等を行うこと」という一般的な定義を踏まえて質問されていると思いますので、その前提で答弁させていただきます。

特別養護老人ホームが無事に建設され、芦屋町の高齢者福祉が向上した事実がございますので、特別養護老人ホームの建設に関わる件につきましては、適切に対応してきたものと考えております。また、特別養護老人ホームの建設に関して担当課にも確認しましたが、「現在、何ら課題はない」との報告を受けております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

何ら問題がなかったものが、なぜ不採択になるんでしょうね。そこで、今のは回答にはなっておりません。なぜ不採択になったのかと聞いているわけですから。それで皆さん方、タブレットの中に掲載されていますけれど、御覧になってください。議場の傍聴者には配付をしております。あまり写りがよくありませんが。

そこで、私の一般質問資料のNo.1については、これは平成25年2月26日に請願書が出され、そして3月議会でこの請願書について審査したところです。その当時の議員さんは、今現在12名ですけど5名の議員さんしかおられませんでした。執行部の皆さんも半数近くの方は、この請願書、これは議会で出したものですから初めて見たという人が多いんじゃないでしょうか。

そして次のNo.2は、この名前は伏せておりますが、請願者は3名の方が氏名、住所、印鑑押されていますけど、これは省いております。No.2を見てみますと、これは請願の趣旨が書かれています。この文面を紹介すると時間がないので後ほど、また簡単に説明しますが・・・

No.3を御覧なってください。No.3は、これは法務局から取り寄せた字図です。これも以前出したものを再度出しております。「隣接地権者は誰なのか？」と。3分筆による同意書を町は受理した。非常に不適切ですけど。これは今、字図を私は書き変えたわけではありません。ただ書き変えたのは山鹿郵便局のところ、それから特養の建設予定地4階建て、現在はコスモス店です。ドラッグストア。そして山鹿地区所というものを挿入しておりますが、皆さん御存じのように、現在はコスモス店。非常にお客さんが多いです、私もよく利用させていただいております。これを見たときに、特別養護老人ホームを建設する場合は数億円の国からの補助金が出ます。そのために高齢者福祉施設等の整備方針というのがありまして、建設予定地については建設予定地の隣接者の地権者、道路や水路等を隔てた土地の地権者を含む水利権の同意書がいります。そして、並びに建設予定地の関係住民の同意書に対する、同意に対する説明会議事録がいるという条件があるわけです。ところが、この字図を見てみますと、今ドラッグストアのあるところには隣接地権者が6名から7名おられますが、3名の方は反対しました。なぜかと。日照権の問題があるし、こんなメインストリートの中にこれ4階建てが建ったらどうなるのかというようなことで事業者に反対表明されたところ、この隣接——反対したところ、その建設されるところの地主、そのA事業者が話し合いのもとにこの3か所に分筆したわけです。そして、その分筆した地主、いわゆるこの土地の地主が同意書として提出したと。いわゆるこれは、このことをです、梅干し、いやごめんなさい、日の丸弁当というふうに言われています。これはなぜかという、産廃処分

場で、ある産廃業者が山を買い取ってまたは借りて、そしてその土地の中の 4 分の 1 ぐらいを分筆して、そして、その土地の所有者が同意書を出すという事件が頻繁に起こって、その当時からそういうみなし、いわゆるなりすまし、地主になってなりすます同意書を出してはならないということになっているにもかかわらず、それを福祉課は、この実態を精査せず事業者から提出された同意書をそのまま受理したということです。そして選考委員会に提出するわけですが、その選考委員会についても「このなりすまし同意といえますか、そういうのは一切見ておりません」と。そういう中で、審査会ではそれが認められて町は県に提出してしまったという事例です。それで、No.2 を見てもらいますと、請願の趣旨ですね。このようにして、町、副町長、前町長は「もうそれは町の権限ではない。県に権限がある。どうせ行くなら県に行ってください」というようなことで、私たち隣接地権者 4 名は昨年度、だから 24 年、4 名は 12 月 20 日、福岡県高齢者福祉課に出向き、県知事に芦屋町提出の意見書の白紙撤回を求める陳情書を出しました。そして涙ながらに「どうしてこんなことが、なりすまし地権者、私たちの生活圏と人権を踏みにじるのか、到底許せない」と涙ながら訴えられました。アポイントをとってくれた県議会議員、そして福祉課の参事は「こんなことがあったんですか」と。そのことによって 25 年の 2 月の 10 日には、県の福祉課が 3 名、参事も含めてですね、4 名の地主に対してヒアリングを行いました。そして、県の参事いわく「これは異常事態です。県下でも前例のない」というものでした。そして、それからヒアリングをされた 10 日後かな。「不採択」という通知が町のほうに届いたと思います。この請願書は、まだ地主さんがそういう不採択の通知を受けてない、知らなかったときの請願書です。

副町長、その当時のことを思い出されましたか。それで、この A 事業者が不採択になった根拠を具体的に網羅しています。副町長、この請願を改めて見て、当時福祉課の責任者であったあなたとして、適切であったか改めてお聞きします。

○議長 辻本 一夫君

副町長。

○副町長 吉永 博幸君

今の不適切と言われる言葉の前に「具体的にその理由を示されましたか」ということを言われましたけども、その理由につきましては福岡県は示しておりません。それは妹川議員の前回の一般質問においても、自分が考える 4 つの理由ということで説明されているとおりでございます。それから、御質問にございました当時の取扱いにつきましては、分筆については前回というか 15 年ぐらい前なんですけども、申し上げたとおり私どもは受理した後、その時点で精査して、そして福岡県に確認しております。福岡県に確認した上で、審査を行って一連の事務を進めておりますので、今の考えとしましても、当時の取扱いは間違っていないということで考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

以前と同じような回答でしたね。だから県は、そういう不採択に対しての理由をいちいち説明することはないと思いますよね。だから、私は、当時の福祉課長として、そして今、副町長として、その反省に立って何か御意見や考え方があるのかなあと感じておりましたけど残念です。ただね、当時の回答では、当時は「提出された書類の形式が整っていれば、窓口としては受理せざるを得なかった」。そして私の質問に対しては「実質的な地権者の関係や分筆の背景まで町が踏み込んで調査する権限や義務はなかった」という認識を示されておられましたね。それで、あまりあなたの胸のうちというか、反省の色というものがあまり見られません。地主たちが福祉課に「自分たちが真の地権者だ」と、「なぜ、そういうみなし的な同意書が出ているのに、私たちが隣接地権者ですよ」というふうに異議を申し立てたところ、「建設に反対してくれと誰かに言われていないか」などと話をすり替え、真実の追及からあなたは逃げられました。そして選考委員会では土地分筆の真実を隠して審査をパスさせた。これのどこが適切な事務執行と言えるのでしょうか。行政の信頼を失墜させたこの窓口対応の不適さを、倫理条例に照らして今こそ認める必要があるのではないのでしょうか。そして、再発防止、改善について、行政として十分な検証が必要ではないのでしょうか。職員倫理条例の趣旨に従って、過去のこととは言え、精神的被害を受けた地主さんに対して責任ある説明と謝罪を行うべきだと考えます。そのお気持ちはありますか。

○議長 辻本 一夫君

副町長。

○副町長 吉永 博幸君

当時の副町長の答弁では「広報あしやを通じて、全体的に特養に関する一部始終を町民の皆さんに説明して理解していただく」という答弁をなされておりました。この考えに変更はございません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

そこで私は質問したと思いますが、血も涙もないようなことじゃなくて、やはり当の本人に「先祖代々培ってきた農業用地を県道を拡張するときにも提供してくれた。提供した町にはいろいろと協力してきたのに」というような言葉もありましたね。だから本来ならば、すぐさま不採択の

令和 8 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

通知があれば関係する地主さんたちに謝罪するのが当たり前だろうと思うんですね。それを今のような答弁、副町長になられても今のような答弁、本当に残念でなりません。

ところで、この特養問題については、いろいろな不透明な経緯のもと、かつて貝掛元議員の時代のことについて話をさせていただきます。私に対する「政治倫理条例の疑いがあり」という動議が提出されました。その後、調査特別委員会が設置され 6 回に及ぶ開催がされ、最終的には委員会は、これが本当に違反があるのかどうか分からずして、委員会は福岡まで行って弁護士に意見を求めたところ、弁護士から「妹川議員の行為の何をもって不当か、不正とするか」と逆に問われ、その動議内容の不正、違法性に完全に否定されました。結果として動議を出された貝掛元町議は、その後の平成 31 年第 1 回定例会の本議会冒頭に、私の妻に対する公式な謝罪を行っておられます。非常に勇気あることだと考えておりますが、行政側の不適切な誘導や事務執行によって長年苦しめられた地主及び関係する方々に対して、新たに副町長に就任したあなた自身、今こそ謝罪する気持ちはないでしょうか。再度、真摯な回答を求めます。

○議長 辻本 一夫君

副町長。

○副町長 吉永 博幸君

再度、謝罪ということと言われておりますけれども、私たちやってきた当時、福祉課長としてやってきたことは、いわゆる県が出した整備方針、募集要項、これ以下でもこれ以上でもない。いわゆるその中で、芦屋町としてやるべきことをやってきたということがこれまでの経緯でございますので、その中での対応ですので、やってきたことを逆に分かっていたきたい。だからそれ以上のことをすることは私たちに求められておりません。それから県が受理したっていうか、県に問い合わせたとき、県が何と言ったか。「実質の審査者である福岡県の選定委員会の中で判断していきます」と、これは私自身が県と電話で確認してきたことでございます。したがって、これまでの事務につきましては、先ほども申しましたように何ら悔いることはないと思いますので私の考えは以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10 番 妹川 征男君

だから県が言うにはね。こういうような分筆をしたとか、こういう不適切な協議書を提出するなんて、県なんか考えておられません。考えてない。そういう分筆したことに対して、県から、町は県に分筆した同意書もよろしいですかとかね、そういうことも問い合わせもないし、非常に異常事態でしたね、残念です。では次に行きます。

要旨 3、芦屋町職員倫理条例の目的についてということですね。

副町長が職員の倫理向上において果たすべき役割についてということですが、タブレットないしはプリントで配付していますので御覧なってください。芦屋町職員倫理条例というのは、第 1 条の目的は町民全体の奉仕者であり、町民の疑惑や不信を招く行為のことを書かれています。そして、第 3 条第 1 項では「職員は町民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等町民等に対し不当な差別取扱いをしてはならない」と定めています。つまり公正な職務の執行、公私の別、それから、私的利益の排除とうたっているわけです。そこで、3 か年にわたる県から得た貴重な枠 50 床、80 床がことごとく不採択となり、最終的に特定の業者が滑り込むような形になった経緯は、一部のものに対する有利な取扱いや不当な差別的扱いを抵触していなかったのか。第 3 条第 4 項には「職員は公共の利益の増進を目指し、全力を挙げなくてはならない」とあります。高齢化が進む町において、特養の枠を適切に確保することは町民全体の重大な利益です。脱法行為を行うような業者を県に推進して不採択を招いた。この一連の不適切な取組は本当に公共の利益の増進に全力をあげたといえるのでしょうか。この条例に従って、あなたは職責を果たしたと思いますか。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。先ほどから聞いていますけどね、あなたの言っている質問は、誤解を招くような発言をしていますので、そこらあたり注意してください。

○議員 10 番 妹川 征男君

はい、分かりました。

○議長 辻本 一夫君

副町長。

○副町長 吉永 博幸君

脱法行為を招いた事業者というふうな評価もされているようですけども、私どものほうでは、脱法行為ということが、何の法律に違反しているかっていう客観的事実は確認できません。先ほど申しましたように「福岡県の整備方針」、これに基づいて必要な資料を提出していただいている。そして、その資料を選定委員会の方にかけて、その後、選定していただいているという一連の手続き、手順を踏んだものでございますので、これらの事務については何ら問題ないものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10 番 妹川 征男君

当時、請願書を提出したときに、ある議員から「脱法行為とは何か」というような質問を受け

ましたね。脱法行為とは、そのように法律違反をするような恐れのあることを「脱法行為」と国語辞典に書いてあります。その説明をしましたら「分かりました」と。だから、その言葉を聞いておられると思いますが、今でもね、その脱法行為の定義というものを御存じないということは、もう少し国語辞典を見てください。

次に行きます。そして、ほかにもあなたは不適切な言動を繰り返しましたが、倫理条例に照らして次の点について御説明いたします。

田屋区の住民説明会が行われていないにもかかわらず、ある事業者の協議の資料を受理し虚偽書類を裁判所に提出しましたよね。そして、平成 25 年 6 月には、町は N P O 法人オンブズマンによって「文書非開示事件」として提訴され、町は地裁で敗訴。町は直ちに高裁に百何十万円の税金を使って控訴したが敗訴。その間に平成 26 年 5 月 16 日に提出した町の準備書面にて「某議員が農業者に「建設に反対してくれ」などの妨害行為をした」という、そういう文章を、ほかならぬあなたが、あなたが、町長の名義じゃなくて、あなたの名義で提出されたこと。当時の対応について、行政事務のトップとなった現在の副町長の見解を求めるが、「これらの一連の不適切な言動を今、芦屋町職員倫理条例の条文に照らしてどう思うか」と聞きたいのですが、もう時間がありません。また同じようなお答えが返ってくるでしょうから、やめておきます。

それから第 6 条、第 5 条です。

同条例の基本理念の徹底に向け、副町長をはじめとする管理職の規範意識について。

この条例は「率先垂範して、服務規律の確保を図るとともに、所属職員に対する倫理の保持・向上のために適切な指導及び監督を行わなければならない」、管理職ですね。とされています。部下を指導する立場であった課長自身が、仮に前町長の意向を、仮に優先するあまり、条例の精神を形骸させたのであれば、それは管理職としての責務を放棄したことになります。この反省に立って、現在の副町長として全職員を指導・監督できるかという資質に直結することになりますが、今後どのようにして、所属の職員に対して倫理の保持・向上のために適切な指導及び監督を行いますか。

これ、町長か副町長にお願いします。

○議長 辻本 一夫君

副町長。

○副町長 吉永 博幸君

職員倫理条例における副町長の役割っていうのは、条例に記載しておりますとおりですが、内部統制と申しますか、事務の取扱い、そういったものにつきましては、課長会議そういったものを通じて全職員に考えてもらって周知徹底していくということで、現在まで取り組んでおります。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

件名 2、内部告発（公益通報）条例についていきます。

2022年6月の「公益通報者保護法」改正により、民間事業者と同様に地方公共団体に対しても内部通報体制の整備や従事者の指定など、適切な対応が強く求められています。本町における体制強化と透明性の確保に向けて伺います。具体的にどのように整備され、現在まで何件の通報、相談実績があったのかをお尋ねします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 本石 美香君

まず、内部公益通報における体制の整備についてですが、現在は総務課人事係を通報・相談窓口とした体制を整備しております。次に運用ですが、条例や要綱などの規定は定めておりません。その理由としては、国は地方公共団体に対し、令和4年6月に消費者庁より発出された「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン」、内部の職員等からの通報を踏まえながら各地方公共団体の実情等も勘案し、「公益通報者保護法」及び「公益通報者保護法に基づく指針」が求める措置を講ずる必要があるとしております。この消費者庁が作成した「公益通報者保護法に基づく指針」の中において、内部公益通報における体制の整備、その他の必要な措置、例えば指針を遵守するための考え方や具体例などについて示されておりますので、芦屋町ではこの指針に基づいて対応していくこととしております。よって条例や要綱等を定めずに、総務課人事係を通報・相談窓口とした体制整備のみの運用としております。それと、もう一つお尋ねの内部通報の件数につきましては、直近の5年間におきまして確認したところ、内部公益通報はございませんでした。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

今ね、日本を騒がせていますね、ハラスメント防止とかね。自死された方とか内部告発をしたことによって。で、今、お話の中では、ちょっと聞き漏らしましたが、外部公益通報については要綱を定め、ホームページや広報あしやで紹介しているということは、それで回答ありませんでしたが、それはそれであるんですね。それで私が思うには、そういう外部公益通報については要綱をつくった。今年の4月から実施する。ホームページにも広報あしやでも紹介するというふう

令和 8 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

に聞いていますが、それは間違いないですね。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 本石 美香君

外部の労働者からの公益通報、いわゆる外部公益通報につきましては、公益通報者保護法第 13 条に基づき、地方公共団体に対して窓口の設置及び内部規定の策定が義務付けられております。このため、令和 8 年 4 月に外部公益通報の要綱は施行しております。ただし、こちらの公表につきましては現在準備中ですので、整い次第公表させていただきます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10 番 妹川 征男君

それでね、そういうことについては評価いたしますが、肝心の町職員に対する内部公益通報体制として、なぜ要綱をつくらなかったのか、またつくろうとしないのか非常に疑問です。やはり外部通報もいいことでしょうけれど、やっぱり職員の皆さんが、こういうような内部公益通報体制として整理しておかなければならないと思うんです。それで、令和 4 年の改正では体制整備が強く求められたのは、主に内部公益通報——、職員を守る仕組みのほうです。内部の通報はない、審議もしていない、そして総務課で受け付けているだけということも聞いておりますが、というのは法改正の趣旨に著しく芦屋町は遅れていると言わざるを得ません。なぜなら、職員からすれば人事課に通報したりすれば、自分の人事評価に響くのではないのでしょうか。秘密が守られないのではないかという恐怖心があり、機能しないから、機能してないから、これまで職員を守るための形ばかりの窓口であり、法改正の精神に逆行している。だから、今までの通報された悩み事を言われたのはゼロであると。運用実績がゼロであるから、じゃあ本当に芦屋町の職員の皆さんは民主的な運営がなされているかというところでもない。そういう悩みを持っている人もおられると思いますよ。私は平成 28 年 12 月議会において、すでにこの公益通報体制について一般質問を行い、当時の鶴原元副町長からは「検討する」という答弁を受けておりました。それから 10 年です。さらに言えば、令和 4 年に法律改正があつて、義務また努力義務化されてからもう数年が経過しています。なぜ、組織の自浄作用として最も重要であるはずの内部公益通報の要綱策定が、10 年もの間放置されてきたのか、その明確な理由を伺いたい。総務課長は新しく着任したばかりですからお答えが難しいだろうと思います。

どうでしょう。副町長、ないしは町長、お聞きします。

○議長 辻本 一夫君

副町長。

○副町長 吉永 博幸君

私もなぜかと聞かれても、5 年間、監査事務局にいましたので、行政内部のことはそこら辺は何て言いますかね、通じておりませんので、即答と明確な答弁というのはできませんけども、内部通報については従業員が何人以上という一般的な法律規定があつて、それをつくらなくちゃいけないよということで、大きな自治体がつくっているというふうに聞いております。芦屋町におきましては内部通報の条例、そういったものはございませんけども、運用の方でしっかりやっているということを聞いておりますので、それが現在まで内部通報制度の条例化、そういったものに至ってないということではないでしょうか。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10 番 妹川 征男君

それでね、運用しているということですから、運用では内部告発したり、相談をしたりした人が、自分の身分に関わる、ないしは配置転換される、そういうことを恐れて実績ゼロということになるわけですよ。10 年間、明確なルール・要綱もつくらず、例規集にも載らず、ただ総務課の窓口ですということであれば、自分の進退を握る部署にリスクを冒してまで通報できる職員はどこにいるのでしょうか。やはり職員が安心して相談できる環境、要綱の策定、不利益処分の禁止の明文化、人事から独立した外部窓口の設置など整えてこなかったからこそ、潜在的な課題があっても 0 件という数字になっているのではないのでしょうか。

次に行きます。

問 3、失礼しました——第 3 に行きます。窓口設置はスタートラインにすぎません。人事課のね。だから実効性のある運用、ルール、内部公益通報要綱の策定が不可欠です。外部公益通報要綱との整合性を図りつつ、通報者の徹底的な秘匿と保護、そして独立性を持った調査手順を明記した内部広報通報に関する要綱を早急に策定施行していただきたいことを強く求めますが、それに関連して次に行きます。

要旨 2、多くの自治体が要綱や要領ベースで窓口を運用する中、実効性と信頼性を高めるために、あえて法的な重みを持つ条例を制定し上程することについてです。

多くの自治体が、国のガイドラインでは、①秘密保持の徹底、②通報者が誰なのか、通報内容が何なのか周囲に漏れないように情報の周囲を厳しく制限すること、③不利益な取り扱いの禁止、通報したことを理由に配置転換や嫌がらせ、人事評価を下げるなどの報復行為をしてはならない。そして 4 番目に利益相反の排除とされています。つまり、このガイドラインの厳しいところの

4 番目、通報者の秘密保持や利益相反の排除が厳格に求められています。町長は、これらの実効性のあるものにするためには、単なる行政内部の要綱だけではなく、今現在、要綱ありませんが、要綱をつくった後には、早急に法的な拘束力を持つ条例として制定し、議会や住民に対してもその透明性と信頼性を担保するべきだと考えます。それで今、利益相反の徹底的な排除にあると言いましたが、今、御存じのように、近年地方自治体や警察組織において、内部告発をした者が守られず逆に処分されるような事件が社会問題になっていますね。国の法律だけでは守り切れない行政の闇が生まれないためにも、町長や幹部の裁量がどうにでもなるような要綱ではなく、議会のチェックが利く法的な拘束力を持った条例を定めるべきだと思います。皆さん御存じのように、兵庫県で起きた兵庫県庁内内部告発、公益通報問題です。告発した職員は知事から直接パワハラを受けていた職員たちを守るために動いた結果、組織のトップ、首長、いわゆる県知事そして副知事によって命を奪われるまで追い詰められました。兵庫県で自死された職員は身を挺して組織のパワハラや不正を告発しました。しかも驚くべきことに内部ルール、要綱があったにもかかわらず、知事や副知事という権力者が自らそれを破り犯人探しをした事件です。

もう一つは、御存じのように国家権力の暴走と内部告発の重みを世に知らしめた大川原化工機事件、ご存じでしょう。捜査に入っていた刑事が内部告発をしたわけですね。そのために、上司から「もう、内部のことまで話をしてどうするか」ということで、もう辞めさせられるような仕打ちを受けて退職。そして、この事件において国家裁判——国家賠償の裁判が民事訴訟でしょうかね、あって、約 2 億何千万円の国家賠償金を支払うことになりました。そのときにその元刑事の方は、正々堂々とこれが続ければ冤罪事件になるということを知って身を引いて、そして裁判所で事実証言をしたわけです。私が思うには、ただ手軽につくれる要綱、社会ルールのようなもので済ませています。まだ要綱ありませんね。要綱には罰則や強い法的拘束力はありません。しかし、ガイドラインが求める秘密保持や報復の禁止は、本当に実効性のあるものにするためには、やはり条例として制定し、議会や住民に対してもその透明性と信頼性を担保するべきだと考えます。今、職員の中には、本町の職員のほとんどは町民のために毎日真面目に誠実に仕事をしている方もおられます。しかし、だからこそ恐ろしいのです。もし、今後、一部の最高幹部から法令違反や不公正な指示がおりたときに、真面目な職員ほど「これはおかしい」と思って悩むこととなります。そのとき身内のルールである要綱もない。仮に要綱があったとしても、審査会長がどなたか分かりませんが、職員は自分の身を守るために不当な指示に従うしかなくなってしまいます。兵庫県の悲劇は、まさにそうした真面目な職員が要綱の限界によって組織的に命を奪われた事件です。私はこの芦屋町で働く真面目な職員たちを、そんな行政の闇や幹部による暴走から絶対に守りたい。職員が安心して公明盛大な職務を全うできる環境づくりをするためには、やはり議会の議決を得た法的拘束力のある条例制定を——、不退転の決意で私はこの場に立ってお

ります。

いかがでしょう、町長。そういう全体の職員を考えたときに、まだ要綱も出来てないような——、内部通報のための要綱が出てきてないが、一気に条例を考えていただきたいと思っておるんです。

いかがでしょう。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 貝掛 俊之君

妹川議員も、ずっと随分私も議員の時代からお付き合いをさせていただいておりますけれども、本当になんか穏やかになられたなと思いががあります。

決して満足いく答弁になるかどうか分かりませんが、一生懸命、今、その内部公益通報、職員を守るためにどうしたらいいかということを熱心に訴えられているという認識をしておりますし、私も今回、町長という立場になって、できる限り風通しの良い役場を目指しております。例えば「内部通報をされた方が不利益をこうむるのではないか」という懸念がありますけども、私が首長である以上はそういうことはいたしませんし、ここでお誓いを申し上げます。

というところで、芦屋町における内部公益通報の運用につきましては、先ほど総務課長の答弁にもありましたが、国が示すガイドラインや指針に基づいて総務課人事係を通報・相談窓口とした体制を整備しているところでございます。内部公益通報につきまして、国は地方公共団体に対し「公益通報保護者法」及び「公益通報保護者法に基づく指針」に基づき対応するように示しております。よって、法律に基づいて運用しているものでありまして、具体的な指針も国から示されております。このことからですね、芦屋町において条例を制定しなくても十分対応できることから、現在のところ必要性はないと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

先ほども説明した兵庫県知事のパワハラ問題。そして職員が自死した事件についてもね、これは要綱が——、国の指針に基づいて要綱はつくっていたんですが、それでもね、やっぱり起こり得たわけですよ。ましてや、先ほどの警察による違法捜査をして3人の人が逮捕されて、1人は病死、獄中で病死された。それで病院に「転院させてくれ」ということを何回でも要求したけれど、警察権力は逃げもしない容疑者をね——、それで警察としても、それから多くの自治体も、今、要綱から自治体に条例制定に向けて取り組んでいるところです。よって、私は芦屋町、遠賀郡はそんなのではないと思いますが、トップランナーとしてね、そういう条例として制定し、公益

通報者保護法に基づく条例を制定してもらいたいと思うのです。これが、本当に職員が明るく、そして町民のために、そして町のために、積極的に本当に真面目に働いていただけたと思います。

私は、この特別養護老人ホームをめぐって内部告発を受けました。「実は平成 22 年度の要綱はホームページには載せていません」でしたよ。でも、吉永課長はその当時「いや、載せていました、載せていたけれど削除しました。」「削除しているならば、それを削除したもののプリントを見せてください。」「いや、ありません。」というような話の中で、職員の中から、ないしはパソコン、ホームページを操作される方に聞いても「いや、それはありませんでした」。で、また電話で別な方から「ありませんでした」と。そういうようなことでね。内部告発していただければよかったなあとと思うけど、そういう条例があればね、責任は問われないし、配置転換もされることもなかったでしょう。そういうような方が副町長としてそこに座っておられるんですけど、再度質問します。先ほど副町長の決意を聞かせてもらいましたが、私は当時の福祉課長の当時のことについて、これはあくまでもあなた個人を攻撃しているわけじゃありませんよ。政治倫理条例に従って副町長として今後どう反省し、どう今後、芦屋町の町政を担っていくのかという意味で質問してきました。

私は最後をお願いしたい。隣接地権者の地主さんも 1 人は亡くなられておられます。それで残りの方もおられますが、関係者の方々に対して、やはりあなたの胸のうちのもやもや感というものゝを払拭、良心的な形で払拭されれば、今からの町政について真摯に進められていくのではないかな。そういう、もやもや感を持った中で芦屋町の町政が担われるのかなあと。

どうでしょう、町長。副町長に「おまえ、ちょっと謝罪してこい。」とかなんか言えないものかなあと。あなたも最近、副町長になって謝罪に行かれたことがあるでしょ。ある方にね。そういう意味で、本当に謝罪されたら本当すっきりすると思いますよ。もう年配の方ですからね。「ああ、ああいうことがあったね、もういいよ」。そういうふうに言われると思います。いかがでしょうか、謝罪の気持ちありますか。

そしてそこに、副町長への最後の質問です。

○議長 辻本 一夫君

副町長。

○副町長 吉永 博幸君

謝罪と言われましても、私どもは先ほど説明したとおりでございます。事務を一つ一つ進めたということだけでございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員時間来ましたから。（発言する者あり）

令和 8 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

以上で妹川議員の一般質問を終わりました。